

日本ビジネス実務学会 研究助成規程

第1条（目的）

本会の研究活動を一層活性化させるため、研究助成制度を設ける。

第2条（内容）

共同研究（A）、個人研究（B）の2つのカテゴリーを設ける。

2. 共同研究（A）は、正会員3名以上で申請し、助成額は一律10万円とする。
3. 個人研究（B）は、正会員1名が申請し、助成額は一律3万円とする。
4. 各年度の採択件数は、原則として、共同研究（A）1件、個人研究（B）5件を上限とする。
5. 申請、採択、及び助成を受けた者の義務等は、すべて（A）（B）共通とする。

第3条（申請）

本研究助成を申請することができるのは、共同研究者も含め、正会員のみとする。

2. 助成を希望する者は、所定のフォームによる研究計画書を作成し、研究推進委員会宛に申請を行う。
3. 申請の締め切りは各年度10月末日とする。

第4条（採択）

提出された書類を元に研究計画を審査し、原則として、各カテゴリーの上限件数の枠内で採択の可否を決定する。

2. 審査は研究推進委員会で行い、各年度12月に開催される理事会の議を経て採択の可否を決定する。
3. 審査にあたっては、以下の3項目を検証する。
 - 1) 適合性 学会研究対象領域に適合しているか。
 - 2) 新規性 オリジナルな内容を含んでいるか。
 - 3) 進歩性 他の学会員にとって参考になる研究か。
4. 申請者に対する採択の可否通知は各年度1月とする。

第5条（助成を受けた者の義務等）

助成を受けた者は、計画に沿って研究活動を進め、助成を受けた年度の翌々年度の全国大会において、その研究成果を発表しなければならない。

2. 研究成果の発表は原則として口頭発表とするが、その大会でポスター発表が募集されていた場合は、ポスターによる発表も可とする。
3. 論集への投稿は義務付けない。
4. 会計報告及び領収書の提出は求めない。
5. 継続研究は認めない。
6. テーマの異なる研究であっても、同一の正会員は2年連続で本助成を受けることはできない。

付則

本規程は、2019年6月1日から適用する。

本規程は、2019年12月15日から適用する。

本規程は、2020年6月13日から適用する。

以 上